

議案第1号

横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正について

横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月16日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新倉 聰

横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 市制施行記念日

第3条第2項中「同項第1号から第4号」を「同項第2号から第5号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

休業日の変更に伴い、規則の改正が必要なため。

(休業日)

第3条 施行規則第39条において準用する施行規則第61条第3号の規定により教育委員会が定める休業日は、次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (2) 夏季休業日 7月20日から9月2日まで
- (3) 冬季休業日 12月24日から翌年1月8日まで
- (4) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
- (5) その他園長が必要と認めた日。ただし、実施日の20日前までに休業日申請書(第1号様式)を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、園長は前年度に保育日変更申請書(第1号様式の2)を提出し、教育委員会の承認を受けて、全部又は一部の学齢について同項第1号から第4号までに規定する休業日の一部を保育日とすることができます。

- (1) 市制施行記念日

1 市制記念日を休業日とする規則改正について

令和2年度の市制記念日（令和3年2月15日）から、市立学校において市制記念日を休業日とすることにより規則の改正を行います。

※休業日＝授業が行われない日（児童生徒が休みの日）

（1）目的

市制記念日を休業日とし、本市の児童生徒が市制の誕生を祝い、郷土愛を醸成する日とします。

（2）経緯

児童生徒が市制を祝う日としての市制記念日のあり方を検討するため「市制記念日に関する検討会議」を設置し、小中学校の校長会、教頭会から意見を聴取し、協議を重ねた結果、市制記念日を休業日とすることにしました。

（3）配慮事項

教職員は勤務を要する日となります。日頃の多忙な業務の緩和を図るため、教職員には年次休暇の取得等を促進します。（中学生に関する入試業務については、通常通り行います。）

2 学習指導要領等の改訂に伴う規則改正について

小学校5・6年に「外国語」が教科として新たに位置づけられること及び、観点別学習状況の評価の観点の変更に伴い様式の改正を行います。

（1）平成29年3月に公示された小学校学習指導要領の改訂において、令和2年度から小学校5・6年に「外国語」が教科として新たに位置づけられました。

（2）文部科学省は、「生きる力」を子どもたちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意識を共有しながら、授業の創意工夫等ができるようするために、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しました。

このことにより、観点別学習状況の評価の観点が現行の4観点（国語は5観点）から、特別の教科道徳を除く全教科が3観点に変わります。